

令和 6 年度

新規採用養護教諭研修（高・特）の手引

香川県教育委員会

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項・・・	1
II	新規採用養護教諭研修（高・特）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III	校外研修（県教育センター等における研修）の日程・・・・・・・・	5
	【資料】養護教諭の指標・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	受講に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	8
教育活動について		
1	教 育 課 程・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	総合的な探究の時間・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3	特 別 活 動・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4	生 徒 指 導・・・・・・・・・・・・・・・・	18
5	教 育 相 談・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6	学 校 保 健・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7	学 校 安 全・・・・・・・・・・・・・・・・	25
8	人権・同和教育・・・・・・・・・・・・・・・・	27
9	情 報 教 育・・・・・・・・・・・・・・・・	30
10	特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・	33
11	道 徳 教 育・・・・・・・・・・・・・・・・	40

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、新規採用養護教諭研修（以下「新採研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、養護教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、新規採用養護教諭研修を受ける者（以下「新採者」という。）について、1年間の研修を実施し、その職務の遂行に必要な実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 新採研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条により中核市は除くものとする。以下同じ。）は、その所管に属する学校の新採者について、県教育委員会が実施する新採研修に協力するものとする。

4 対象者

新採研修の対象者は、香川県立の中学校、高等学校、特別支援学校並びに市町教育委員会の所管する小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の養護教諭に採用された者とする。

5 内容

- (1) 新採者は、職務の遂行に必要な実践的な研修を受けるものとする。
- (2) 新採者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修（年間15日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター等における研修（年間15日程度）を受けるものとする。
- (3) 新採者は、宿泊研修を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、新採研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間計画においては、研修の内容の具体的な項目並びにその実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町教育委員会は、県教育委員会が作成する年間計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町教育委員会における年間計画を作成するものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会及び市町教育委員会が作成する年間計画に基づき、校内における新採研修の実施に関する具体的な計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画においては、校外における研修との関連に配慮して、校内における指導教員を中心とする指導及び助言による研修等の具体的な項目並びにその実施方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 実施計画は、指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう研修の具体的な項目

については時期その他に十分に配慮して作成するものとする。

- (4) 校長は、実施計画を作成するに当たっては、校内の教職員組織及び地域の状況等学校の実情に配慮し、指導教員の参画を得て、これを作成するものとする。

8 指導教員の任命等

- (1) 県教育委員会は、初任者研修の対象者がいる学校については、初任者の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の中から指導教員を命じるものとする。
- (2) 県教育委員会は、新採研修の対象者が存在するにもかかわらず初任者研修の対象者がいない学校については、養護教諭複数配置校については新採者以外の養護教諭を、それ以外の学校については新採者の所属する学校に派遣された非常勤講師を、指導教員に命じるものとする。

9 校内研修体制

- (1) 指導教員は、校長の指導の下に、実施計画に従い、新採者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長、副校長及び教頭は、実施計画に従い、研修項目に応じて、新採者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (3) 指導教員以外の教員は、校長の指導の下に、実施計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の職務を補充して、新採者に対する指導及び助言を行うものとする。
- (4) 指導教員は、校長、副校長及び教頭並びに指導教員以外の教員による新採者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的かつ組織的な研修が行われるようにするものとする。
- (5) 校長は、指導教員を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付けるものとする。

10 養護教諭指導員の任命等

- (1) 新採者の所属する学校のうち、指導教員が養護教諭の免許を持っていない場合は、養護教諭指導員を置くことができるものとする。
- (2) 養護教諭指導員は、新採者の所属する学校の養護教諭又は新採者の所属する学校に派遣された非常勤講師の中から、当該学校を所管する教育委員会が命じるものとする。
- (3) 養護教諭指導員は、当該関係学校の校長の指導の下に、実施計画に従い、新採者に対して職務に係る指導及び助言を行うものとする。
- (4) 養護教諭指導員が新採者に対して職務に関する指導を行うに当たっては、当該新採者の指導教員との密接な連携を図るものとする。

11 非常勤講師の派遣等

- (1) 県教育委員会は、県立学校に関し、指導教員又は養護教諭指導員を命じることに伴い必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、当該非常勤講師に当該指導教員又は当該養護教諭指導員に係る県立学校の勤務を命じるものとする。
- (2) 県教育委員会は、市町教育委員会が所管する小学校及び中学校に関し、市町教育委員会が指導教員又は養護教諭指導員を命じることに伴い、必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を任命し、市町教育委員会の求めに応じて、当該市町教育委員会に派遣するものとする。この場合において、非常勤職員の派遣を受けた市町教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該非常勤講師に当該指導教員又は当該養護教諭指導員に係る小学校又は中学校の勤務を命じるものとする。
- (3) 非常勤講師は、原則として養護教諭の免許を持ち学校を退職した者で、指導者としての資質を有する者とする。

12 実施計画書及び実施報告書等

- (1) 校長は、年間の実施計画書及び実施報告書を作成し、学校を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、当該市町における年間計画書及び報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町教育委員会は校長から提出された年間の実施計画書及び実施報告書を添付するものとする。

13 校長等連絡協議会

県教育委員会は、新採研修を円滑かつ、効果的に実施するため、研修実施学校の校長、指導教員及び養護教諭指導員の連絡協議会を開催するものとする。

14 その他

この要項に定めるもののほか、新採研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 新規採用養護教諭研修（高・特）の概要

令和6年度新規採用養護教諭研修（高・特）は、本手引「Ⅰ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修実施要項」のほか、新採者の所属校に配布した『令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）に係る書類』に記載のある「令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）実施に当たって」、及び「令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）の内容」に基づいて実施されるものである。研修の概要は次のようになる。

(1) 校内における研修 年間 15 日 (90 時間) 程度

具体的な内容や日程は所属校において計画する。

- 一般指導 …… 初任者研修の校内研修と合同で行う
- 専門指導 …… 15 回（60 時間）程度

校内研修の内容はすべて、『令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）に係る書類』中の「研修日誌」の様式で、各自で日誌を作成して記録を取り、指導教員等の点検を受けておく。

(2) 校外における研修（県教育センター等における研修） 年間15日程度

日程は、本手引「Ⅲ 校外研修（県教育センター等における研修）の日程」に掲載している。

- ・(2)の研修のうち1日(半日)は、実施依頼校における実地研修とする。
- ・(2)の研修のうち、オンライン研修(オンデマンド型)については、県教育センターオンライン研修サイトより受講する。

(3) 提出書類

ア 令和6年5月7日(火)締切分

- 1 実施計画書（一般）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞
2 実施計画書（専門）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2＞

以上については、指導に当たる教員が作成し、校長が提出する。なお、それぞれの書式については各校に配布した『令和6年度 新規採用養護教諭研修（高・特）に係る書類』に掲載している。

イ 令和7年3月3日（月）締切分

- 1 実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式3＞
2 研修日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式4-1＞
3 新規採用養護教諭研修（高・特）を振り返って・・・・・・・・・・＜様式4-2＞

上記1は校長が、2は新採者が、3は新採者と指導に当たる教員が作成する。

全ての様式は、県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

Ⅲ 校外研修（県教育センター等における研修）の日程

回	期 日	指標※1	研 修 内 容	場 所	備考※2
1	4/11(木)	養 Aa1 養 Ab1 養 Aa1 養 Ba1 養 Aa1	開講式 講話「課長講話」[高][特] ※3 講話・演習「社会人としてのマナー」 オリエンテーション 講話「教育長講話」 講話・演習「人権・同和教育の在り方(いじめ問題を 含む)」 講話・演習「教育法規Ⅰ(教員の身分と服務につ いて)」	県 教 育 センター	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
2	5/2(木) 午前	養 Ba1	講話・演習「教育相談」	県 教 育 センター	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
③ ※4	5/7(火)	養 Aa1 養 Ab1 養 Bb1 養 Bb1	講話「新採養護教諭・栄養教諭に期待すること」 講話・演習「よりよいコミュニケーションの在り方(保 護者との関わり)」 講話・演習「養護教諭の職務(保健管理)」 公開講演「災害共済給付事務」	県 教 育 センター	新採養護、新採栄養 (小・中を含む)
④	5月～6月 半日※5	養 Bb1 養 Ca1	学校における実地研修(保健室経営)	実施依頼校	
5	6/27(木) 午後	養 Cc1 養 Ac1	講話・演習「学校保健・学校安全教育の進め方」 五色台宿泊研修事前研修	県 教 育 センター	初任者、新採栄養
⑥	7/22(月)	養 Bb1 養 Bb1 養 Cc1	講話・演習「感染症の予防と対応」 講話・演習「保健教育における養護教諭の役割」 講話・演習「学校における事件・事故・災害発生時 に養護教諭に求められる救急法」	県 教 育 センター	新採養護(小・中)
⑦	7/23(火)	養 Bc1 養 Bc1 養 Bc1	講話・演習「児童生徒の抱える健康課題につい て」 講話・演習「児童生徒・保護者のメンタルヘルス に関する対応」 講話・演習「養護教諭の行う健康相談」	県 教 育 センター	新採養護、 中堅養護Ⅰ・Ⅱ (小・中を含む)
8 ・ 9	8/1(木) ・ 8/2(金)	養 Ab1 養 Ab1 養 Bc1 養 Bc1 養 Ab1 養 Ac1	五色台宿泊研修(1泊2日) <1日目> 野外炊事 人間関係とコミュニケーション(キャンプファイヤー について) 班別協議 キャンプファイヤーの集い <2日目> ウォークラリー 振り返り	五 色 台 少年自然 センター	初任者、新採栄養 初任研(幼・こ)
10	8/21(水) 午前	養 Cc1 イ 養 Aa1	オンライン研修(同時双方向型) 講話・演習「情報モラル・著作権・個人情報保護」 講話・演習「教育法規Ⅲ(体罰、セクシュアル・ハラ スメントの防止等)」	各所属校等 ※6	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
11	10/17(木) 10/31(木) のうち1日※5 午前	養 Bb1 イ	講話・演習「ICT の活用」	県 教 育 センター	初任者、新採栄養

回	期 日	指標	研 修 内 容	場 所	備考
12	11/28(木)	養 Bc1 ア	講話・演習「生徒指導について(いじめ問題・発達障害を含む)」	県 教 育 センター	初任者、新採栄養 新採実助・寄指
		養 Ba1 ア 養 Cc1	講話・演習「発達障害と特別支援教育」 講話・演習「メンタルヘルス」 オリエンテーション		
13	12/27(金)	養 Cb1 養 Ba1	講話・演習「学校・家庭・地域社会との連携(学校保健委員会の運営を含む)」 講話・演習「児童生徒のメンタルヘルスへの対応」	県 教 育 センター	新採養護、栄養 (小・中を含む)
		養 Bb1 養 Ac1	研究協議「保健教育の実践」 研究協議「研修のまとめ」 閉講式		
オンライン 研修 (オンデマ ンド型) ※7	4 月	養 Aa1	「研修の心構え」	各所属校等 ※6	
	8 月～1 月	養 Bc1 養 Aa1	「男女共同参画社会について」 「教育法規Ⅱ(交通法規、綱紀の保持等)」		

・ 研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

※1 指標については、【資料】(P7)を参照する。

※2 備考欄は合同開催を示す。

※3 内容欄の[高][特]は高等学校、特別支援学校別の実施を示している。

※4 数字を□で囲んでいる研修は、養護教諭の専門性に関わる内容のものである。

※5 日程は、後日通知する。

※6 オンライン研修の受講場所は、各所属校または各所属長が許可した場所とする。

※7 県教育センターオンライン研修サイトより受講する。詳細は、後日通知する。

【資料】

「養護教諭の指標（香川県教員等人材育成方針より）」

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1 年目～6 年目	7 年目～20 年目	21 年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育 b	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学校担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用 イ		学校における ICT 活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等に ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。

その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0942（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。
 - ② 訪問指導については、当日当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

※ いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

教育活動について

1 教育課程

(1) 教育基本法（抄）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 学校教育法（抄）

〔高等学校の目的〕

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

〔高等学校教育の目標〕

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

〔学科・教育課程〕

第52条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第62条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔特別支援学校の目的〕

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

(3) 学校教育法施行規則（抄）

〔教育課程の編成〕

第83条 高等学校の教育課程は、別表第3に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成するものとする。

〔教育課程の基準〕

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

〔教育課程等の研究上の特例〕

第85条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

〔校長の全課程修了の認定〕

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第85条、第85条の2又は第86条の規定により、高等学校の教育課程に関し第83条又は第84条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

(4) 香川県立学校の管理運営に関する規則（抄）

〔教育課程の編成〕

第5条 中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）の教育課程は、法令に定めるもののほか、それぞれ中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領並びに教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

2 略

3 校長は、第1項の教育課程を編成するに当たっては、次の各号に掲げる学校の種類に応じ、学年別に、当該各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 中学校 略

(2) 高等学校

ア 教科及び科目（学校設定科目並びに学校設定教科及び当該教科に関する科目を除く。）の名称並びにその単位数

イ 学校設定科目の名称、目標、内容及び単位数

ウ 学校設定教科の名称及び目標並びに当該教科に関する科目の名称、目標、内容及び単位数

エ 特別活動の実施計画の概要

オ 総合的な探究の時間の実施計画の概要及び単位数

- (3) 特別支援学校(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。)の高等部
- ア 教科及び科目(学校設定科目並びに学校設定教科及び当該教科に関する科目を除く。)の名称並びにその単位数
 - イ 学校設定科目の名称、目標、内容及び単位数
 - ウ 学校設定教科の名称及び目標並びに当該教科に関する科目の名称、目標、内容及び単位数
 - エ 特別活動及び自立活動の実施計画の概要
 - オ 総合的な探究の時間の実施計画の概要及び単位数
- (4) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
- ア 教科(学校設定教科を除く。)の名称及び授業時数
 - イ 学校設定教科の名称、目標、内容及び授業時数
 - ウ 特別の教科である道徳の授業時数
 - エ 特別活動及び自立活動の実施計画の概要
 - オ 総合的な探究の時間の実施計画の概要及び授業時数
- (5) 特別支援学校の小学部(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。)及び中学部
- ア 教科の名称及び授業時数
 - イ 特別の教科である道徳の授業時数
 - ウ 特別活動及び自立活動の実施計画の概要
 - エ 総合的な学習の時間の実施計画の概要及び授業時数
- (6) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部
- ア 教科の名称及び授業時数
 - イ 特別の教科である道徳の授業時数
 - ウ 特別活動及び自立活動の実施計画の概要

〔教育方針及び教育課程の届出〕

- 第6条 校長は、教育長の定めるところにより、教育方針及び教育課程を、学年開始後速やかに、教育長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、教育課程を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「学年開始後速やかに」とあるのは、「変更後速やかに」と読み替えるものとする。

〔教育課程編成の特例〕

- 第29条の2 校長は、第5条第1項の場合において、特別の事情により高等学校学習指導要領に定められている普通科の生徒に履修させる教科・科目又は専門教育を主とする学科の生徒に履修させる教科・科目の一部を設けないこととしようとするときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。
- 2 校長は、第5条第1項の場合において、高等学校学習指導要領の定めるところにより、普通科の生徒に履修させる教科・科目又は専門教育を主とする学科の生徒に履修させる教科・科目の単位数を減じようとするときは、教育長の定めるところにより、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

2 総合的な探究の時間

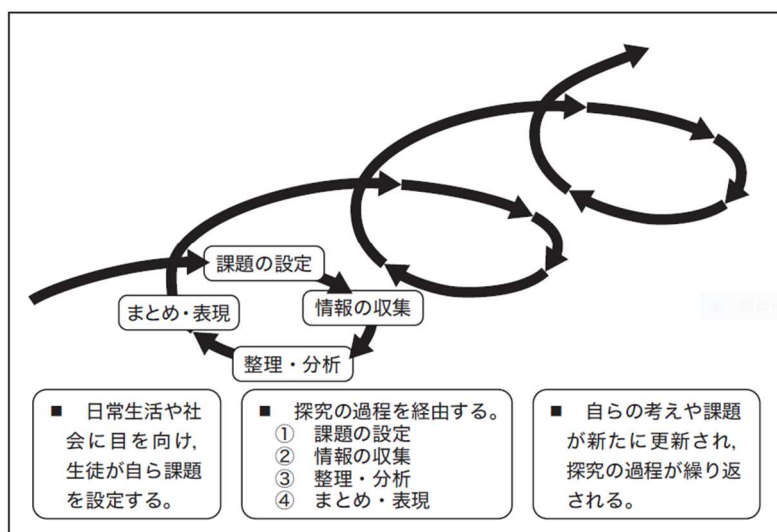
(1) 「総合的な探究の時間」とは

「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成する教育活動である。

「探究の見方・考え方」

各教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に活用して、広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続けるという総合的な探究の時間の特徴に応じた見方・考え方。

探究における生徒の学習の姿



「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編」より引用

(2) 「総合的な探究の時間」の特徴

義務教育における「総合的な学習の時間」が、課題を解決することで自己の生き方を考えていく学びであるのに対して、「総合的な探究の時間」は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していく学びであると言える。高等学校においては、生徒が取り組む探究が、より質の高い探究、つまり、探究が高度化し、自律的に行われるものであることが求められる。

また、「総合的な探究の時間」では、他教科・科目における探究とは異なり、学習の対象や領域が特定の教科や科目等に留まらない、横断的・総合的な探究が行われることが求められる。また、複数の教科や科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究し、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見出すことを重視している。

(3) 「総合的な探究の時間」で育成することを目指す資質・能力及び観点ごとの評価規準

「総合的な探究の時間」の資質・能力は、他教科等と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱で整理することとされている。

○「知識及び技能」…「総合的な探究の時間」では、各教科・科目等の枠を超えて知識や技能の統合がなされることで、より一般化された概念的な知識や技能を獲得することが期待される。評価規準の項

目としては、「①概念的な知識の獲得」「②自在に活用することが可能な技能の獲得」「③探究の意義や価値の理解」の三つが考えられる。

○「思考力、判断力、表現力等」…課題の発見と解決に向けた探究の中で、生徒が実際に使いながら身に付けていくことが求められる。評価規準の項目としては、探究の過程の各段階に対応して「①課題の設定」「②情報の収集」「③整理・分析」「④まとめ・表現」の四つが考えられる。

○「学びに向かう力、人間性等」…自分自身に関すること（主体性や自己理解、社会参画などに関わる心情や態度）及び他者や社会との関わりに関すること（協働性、他者理解、社会参画などに関わる心情や態度）の両方の視点が必要である。生徒が探究課題に主体的かつ協働的に取り組む中で、これらの資質・能力を身に付けていくことが求められる。評価規準の項目としては、「①自己理解・他者理解」「②主体性・協働性」「③将来展望・社会参画」の三つが考えられる。

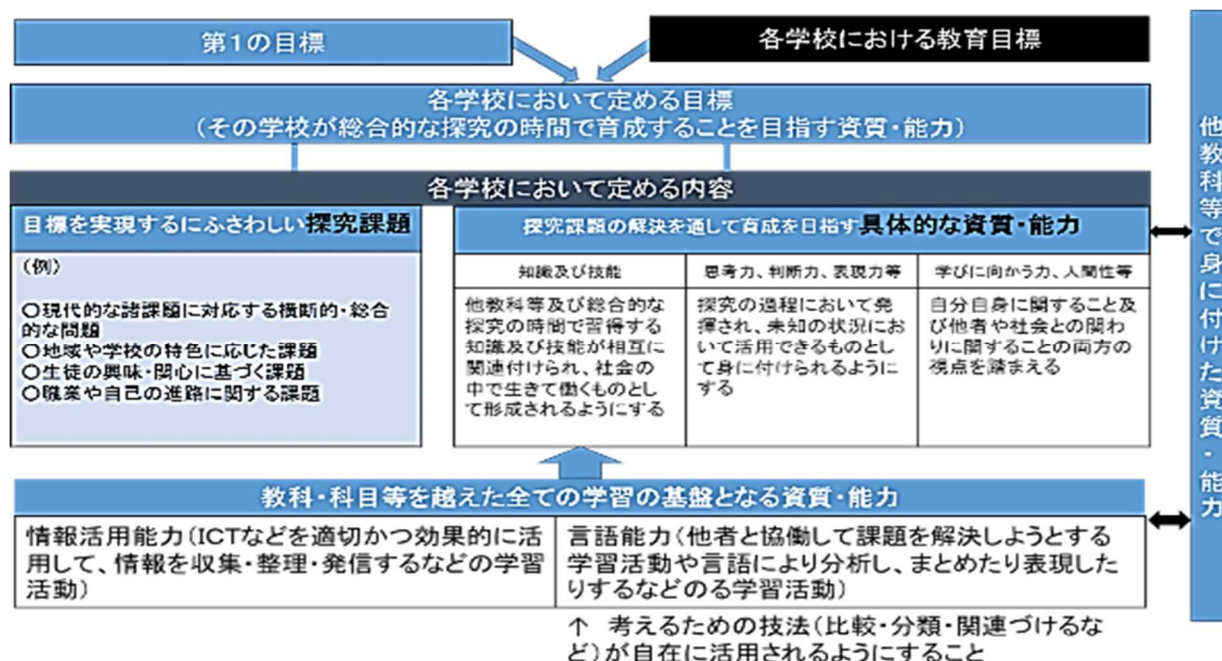
（４）各学校において定める目標及び内容

「総合的な探究の時間」の目標は、教科・科目等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるように、各学校における教育目標を踏まえて設定することが示されている。また、各学校は「総合的な探究の時間」の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成をめざす具体的な資質・能力を設定することや、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成をめざす資質・能力との関連を重視することが求められている。

「目標を実現するにふさわしい探究課題」

- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
- ・地域や学校の特色に応じた課題
- ・生徒の興味・関心に基づく課題
- ・職業や自己の進路に関する課題 など

（５）「総合的な探究の時間」の構造イメージ



「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総合的な探究の時間編」より作成

(6) 授業時数および評価の方法

- ア 卒業までに3～6単位を確保する。
- イ 全体計画及び年間指導計画を作成し、長期的な見通しの中で、授業時間を適正に配当する。
- ウ 評価の方法については、ペーパーテストなどの評価の方法で数値的に評価するのではなく、信頼される評価の方法、多様な評価の方法、学習状況の過程を評価する方法を用いることに留意する。

(7) 学習活動を行うに当たっての配慮事項

- ア 各学校に定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて、教師が適切な指導を行う。
- イ 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する課程を重視する。
- ウ 他者と協働して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする。
- エ コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるようにする。
- オ 探究の過程の中で、例えば、「比較する」「分類する」「関連付ける」などの「考えるための技法」（いわゆる思考ツールなど）を用い、自在に活用されるようにする。
- カ 体験活動や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- キ グループ活動や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行う。
- ク 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。
- ケ 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにする。

(8) 「総合的な探究の時間」と「課題研究等」との代替

職業教育を主とする専門学科においては、同様の成果が期待できる場合においては、「総合的な探究の時間」の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究等」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えることができる。

(9) 「総合的な探究の時間」の実施による特別活動の代替

「総合的な探究の時間」における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、「総合的な探究の時間」における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。なお、特別活動において体験活動を実施したことをもって「総合的な探究の時間」の代替を認めるものではない。

(10) 「理数探究基礎」及び「理数探究」の履修による「総合的な探究の時間」の代替

理数科に属する科目である「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修することにより、「総合的な探究の時間」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えることができる。

3 特別活動

平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領改正の告示において、特別活動は先行して平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用することとされた。

特別活動が、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成されることには変わらないが、これまで、特別活動において身に付けるべき資質・能力は何なのか、どのようにその資質・能力が向上するのかということが、必ずしも意識されないまま指導が行われてきた実態も見られる。そこで、今回の改訂においては、特別活動において、指導する上での重要な視点が「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つとして整理され、これらの視点を踏まえて目標や内容が整理され、特別活動を通じて育成する資質・能力が明確化された。

内容に関しては、ホームルーム活動において、題材を取り扱いながら、集団としての合意形成や一人一人の意思決定をおこなっていくこと、生徒会活動において、ボランティア等の社会参画を重視すること、学校行事において、体験活動の重視や防災活動の行事での取り扱いについて、改善・充実が図られた。

初任者として、教科の指導に力を注ぐのは当然であるが、特別活動が、教科・科目等で学んだことを横断的・総合的にとらえたことを実生活の中で生かす実践の場として設定され、学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることから、とりわけ、ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心としたホームルーム経営の充実を図ることが重要であることを心に留めておく必要がある。

学校の教育目標、ホームルーム集団、学校行事や生徒会活動との関連性等、あらかじめ把握しておくことはあるものの、ホームルーム経営において、様々な場面を設定することにより、ホームルーム活動が、集団としての合意形成と生徒一人一人の意思決定が連続的に行われる場所となり、生徒の「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つが実践されることになる。

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の「特別活動」に関する部分を抜粋しておく。

〔高等学校学習指導要領 第5章 特別活動〕

第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団生活の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

- (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画
 - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
 - イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
 - イ 男女相互の理解と協力

- ウ 国際理解と国際交流の推進
- エ 青年期の悩みや課題とその解決
- オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
 - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
 - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
 - エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

〔生徒会活動〕

1 目標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

- (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- (2) 学校行事への協力
- (3) ボランティア活動などの社会参画

〔学校行事〕

1 目標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
- (2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。
 - ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。
 - イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。
 - ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。
- (3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 第1章第1款の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。
- (2) 生徒及び学校の実態並びに第1章第7款の1に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。
- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。
- (5) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。
- 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。
- 4 特別活動の指導を担当する教師については、適正な役割の分担が必要であるが、ホームルーム活動については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ること。
- 5 評価については、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

留意点

- ホームルームは原則として、1年間 35 単位時間以上実施する必要がある。充実を図るため、必要に応じて年間 35 時間を超えて授業時数の配当ができる。学習指導要領で明示されているため、行事等でカットになり、35 時間を下回る場合には、新たに時間を設ける必要がある。35 時間を下回ることを避けるための方法として、35 時間以上を年間計画に入れておくことが考えられる。
- 評価に当たっては、学習指導要領の目標及び特別活動の特質、特性と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定めることとしている。よって、指導と評価にあたっては、各学校で「十分満足できる活動の状況」とは「生徒のどのような姿」を指すのかを検討し、共通理解を図ってその取組を進めることが求められる。そのうえで、「目指す生徒の姿」に照らして、十分満足できる活動の状況がみられた場合に指導要録に○を付ける。なお、生徒のよさや可能性を積極的に評価することが大切である。（「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【特別活動】（R3 年 8 月国立教育政策研究所）参照）

4 生徒指導

(1) 生徒指導とは何か

『生徒指導提要』（令和4年12月 文部科学省）では、「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」と定義している。また、「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。」とある。

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要であり、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていく必要がある。

(2) 本県における生徒指導上の問題の現状

① 令和4年度の暴力行為・いじめ・不登校・中途退学について

校種		暴力行為	いじめ	不登校	中途退学
高等学校	県内 (公立)	49件	106件	393人	243人
	令和3年度比	16件増	5件増	41人増	36人増
	全国 (国公立)	4,272件	15,568件	60,575人	43,401人
	令和3年度比	419件増	1,411件増	9,590人増	4,473人増
特別支援学校	県内 (国公立)		29件		
	全国 (国公立)		3,032件		

※「いじめ」について

- ・県内公立高等学校における態様別の状況（複数回答有）では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多かった。
- ・いじめではないかと違和感を持った場合は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、違和感を持った行為をすぐに止めさせ、組織に報告して調査を行い、必要に応じて指導することが大切である。

参考

○いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）より

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策を講じる必要がある。

そこで、本県においては、児童生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。（序文より抜粋）

※「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的事情」「新型コロナウイルスの感染回避」によるものを除く）をいう。表中の数値は、30 日以上欠席した生徒数である。

※「中途退学」のおもな理由としては、「進路変更」が最も多かった。内訳として「別の高校への入学を希望」、次いで「就職を希望」が多くなっている。

② 令和 5 年中の非行について

令和 5 年中の本県の非行少年等の検挙補導状況（県警察本部生活安全部調べ）によると、刑法犯、特別法犯、ぐ犯で検挙補導された高校生は 74 人であり、前年より 8 人増加（+12.1%）している。最も多いのが窃盗犯であり、約 39%を占めている。また、万引き、自転車盗などの初発型非行で検挙補導された高校生は 29 人となっており、前年より 6 人増加（+26.1%）した。また、深夜はいかいや喫煙等の不良行為で補導された高校生は 330 人であり、前年より 80 人減少（-19.5%）している。

以上のように、前年度と比べて、非行少年検挙補導人員等は増加しており、依然として多くの問題行動が発生し、予断を許さない状況にあると認識すべきである。

(3) 本県における生徒指導上の問題に対する対策

生徒指導上の問題に対しては、特効薬的な対策があるわけではなく、児童生徒が将来への夢や希望を持って学校生活を送れるよう、一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、関係機関との連携を図りながら進めていくことが基本となることは言うまでもないが、おもに県立学校に関係するものとして、具体的には次のような取組を行っている。

- ① すべての基本研修において、いじめ防止に関する内容を取り入れている。このことにより、まずは教員の意識を高め、児童生徒の指導に生かせるようにしている。
- ② いじめなどに関する相談に対応するため、従前より県教育センターなどにおいて相談事業を行っている。また、平成 19 年 2 月より「24 時間いじめ電話相談」を開始し、相談に応じている。
- ③ 高校への不本意入学や入学後のミスマッチをできるだけ防ぐため、各高校が特色や魅力ある学校づくりを一層推進するとともに、「中学生の体験入学」を推進している。
- ④ 平成 17 年度からすべての県立高校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談部を中心に、問題を抱える生徒はもちろん、保護者や教員への相談にも当たっている。
- ⑤ 平成 25 年度からすべての県立高校と県立中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒の支援に当たっている。
- ⑥ 家庭との連携を一層推進するため、家庭訪問を積極的に行えるように予算的措置を講じている。
- ⑦ 平成 16 年度には県教育委員会と県警察本部が、「香川県学校・警察相互連絡制度に関する協定書」を締結した。このねらいは、児童生徒を健全に育成していくため、緊密な連携を図りながら非行や被害のより効果的な未然防止、立ち直り支援を行うことにある。
- ⑧ 「ネット上のいじめ」等が発見された場合の対応について、生徒・保護者・学校等からの相談に対して、必要に応じて警察等の関係機関と連携しながら助言等を行う相談窓口を県教育センターに設置している。

(4) 生徒指導における基本姿勢

生徒指導に当たっては、以下のような点に留意しておくことが大切である。

- ① 児童生徒一人一人の個性を生かし、人間味のある温かい指導を行うこと。すなわち、児童生徒の問題行動への対応のみに偏ることなく、日頃から児童生徒との触れ合いを大切にし、一人一人のよさを評価・理解するとともに、児童生徒自身がそのよさに気づき、それを伸ばしていくことができるよう援助するという姿勢で当たること。
- ② 問題行動などが発生した時には、一人で抱え込むことなく、上司や同僚にも相談し、組織として解決を図るという姿勢で臨むこと。また、いかなる場合でも、児童生徒の言い分（事情）をよく聞くとともに、保護者にも丁寧な説明を行うこと。
- ③ 社会の良識を踏まえ、国民や保護者の理解が得られるような指導に努めること。そのためには、日頃から、保護者をはじめ地域の人たちとも良好な関係を保つよう努めること。

(5) 生徒指導における留意点

① 体罰の禁止について

学校教育法第 11 条は、「……、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定め、これを禁止している。懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるが、懲戒・体罰の具体的な例として文部科学省が発表した「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日）があるので参考とされたい。

いずれにしても、生徒に対する懲戒は、教育上の必要に基づいてなされるものであって、真に教育的な配慮をもって慎重かつ的確にすべきである。いやしくも一時の感情に支配されて軽率な対応をするようなことがあってはならない。

○不適切な指導と考えられ得る例（生徒指導提要より抜粋）

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

② 「児童の権利に関する条約」について

わが国において平成 6 年 4 月に批准された本条約の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通じて、基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切である。さらに、生徒指導を実践する上で、本条約の四つの原則「児童生徒に対するいかなる差別もしないこと」「児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること」「児童生徒の命や生存、発達が保障されること」「児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること」を理解し、生徒一人一人を大切にした教育が行われなければいけない。

5 教育相談

(1) 教育相談とは

教育相談で基本とされるのは、生徒の気持ちやペースにそって話を聴く傾聴である。生徒は信頼する相手に話を聞いてもらうことによって、不安定な自分の存在に目を向け、状況を整理し、主体的に判断できるようになる。教育相談の役割は、その過程を支えることである。悩みや困難は、相談者の状況や置かれた環境とも深く関わっており、早急な解決が難しいことも多い。あるべき姿を求めるあまり、課題の解決を急ぎ生徒本人の気持ちを配慮できない、ということがないように十分に気をつけなければならない。

『生徒指導提要』（令和4年12月 文部科学省）において「教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動です。また、教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけです。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるという生徒指導の考え方と重なり合うものです。」と示されている。集団に焦点をあて規範的・指導的態度で関わる生徒指導と、個に焦点をあて受容的・相談的態度で関わる教育相談のバランスを取るのが難しいこともあるが、校内の連携に努め、生徒指導と教育相談とが一体となったチーム支援で生徒を支えていくことが大切である。

(2) 教育相談の基本姿勢

① 受容と共感の姿勢で傾聴する

生徒の話を聴くためには、「受容」と「共感」の姿勢が前提となる。「受容」や「共感」は単なる技術ではなく、生徒の「理解者になる」「味方になる」心構えである。生徒の語る内容に反論しなくなったり、批判しなくなったりしても、そうした気持ちを脇において、本人のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら相手の話を受け止め、傾聴する。このような心構えで生徒に接することで、生徒に起こるある特定の問題や課題が未然に防がれることもある。

② 生徒の発達段階への理解と配慮

教職員は、生徒の発達段階を考えて関わるのが大切である。とりわけ思春期には、アイデンティティの確立を課題とし、自意識の高まりとともに劣等感に悩まされることも多く、大人への甘えと反抗といった相反する感情を同時に持ち、心の葛藤も大きい。そのような時期をどう支えるかについて考えていくことが大切である。

③ 倫理

相談が個人的な関わりとならないよう、時間・場所・方法に留意し、複数の教職員で関わる等の配慮をする。安全なルールの中でこそ、生徒も教職員も十分に深い話ができる。また、個人情報の保護には細心の注意を払わなければならない。

(3) 適切な支援のために

① 的確な生徒理解に基づく支援を考える

生徒には、それぞれ多様な背景があり、一人一人の生徒について健康面、心理面、社会面、学習面、進路面、家庭面などから総合的に理解していくことが重要である。そのためには、日頃から学級担任、教科担当、部活動の顧問等、さまざまな関わりのある職員が複眼的に生徒を観察し、生徒理解に努めるとともに、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的な立場からの視点を加えた生徒理解（アセスメント）を行うことが必要である。的確な生徒理解に基づいて、生徒の状況に合わせた柔軟な働きかけを目指していかなければならない。

② 早期発見と支援のための「丁寧な関わりと観察」

発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた生徒、また環境的に厳しい状態にある生徒を早期に見つけ出すことで、即応的な支援を行うことが可能になる。早期段階で支援できることで、解決に向けての道筋が描きやすくなることも多い。生徒は危機的な状況に置かれていても、その状況を

表現できないことも少なくない。生徒が危機 5 のサインを表出するのを待つだけでなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢を持つことが大切である。そのために「丁寧な関わりと観察」を通じて、生徒の心身の変化を的確に把握するよう努めなければならない。

(4) 学校・家庭・関係機関との連携・協働

① 学校内の連携

生徒の困難な問題に対しては、一人で抱え込むことなく、チームで対処することが大切である。担任一人ではできないことも、他の教職員やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担することで、指導・援助の幅や可能性が広がることもある。関係機関等との連携を視野に入れた包括的な支援をチームとして展開していくために、校内の連携が必要である。

② 生徒の家庭との連携

学校と家庭が協力して生徒を支えていくために、家庭との連絡を密にし、日頃より信頼関係を構築しておく。生徒の課題を解決する上で、生徒本人の希望や意見を尊重し、保護者の考えを参考にしながらも、生徒が自ら決定できるように配慮する。

③ 専門機関との連携

学校における教育相談だけでは解決が困難であると思われるケースについては、管理職の指示の下、専門の機関を紹介したり、あるいはそれらの外部の機関と連携したりしながら援助を進める。

【もっと知りたいときに】

香川県教育センターオンライン研修サイトに以下のような資料があります。

「教育相談のいろは」

「教職員のためのサポートブック 3 ゆるやかな絆と信頼で結ばれた職場づくりのために」

【相談窓口】

香川県教育センターでは、子どもや保護者、教職員からの学校生活や家庭生活等に関する悩みの相談に応じています。

○電話相談

・子ども電話相談

087-813-3119（毎日 9:00～21:00）

・子育て電話相談

087-813-2040（毎日 9:00～21:00）

・24 時間いじめ電話相談

087-813-1620（毎日 24 時間）

・24 時間子供 SOS ダイヤル

0120-0-78310（毎日 24 時間）

・子どものネットトラブル相談

087-813-3850

（月～金曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く）

○メール相談

kesoudan@kagawa-edu.jp

○来所相談

予約受付 087-813-0945

（月～金曜日 9:00～17:00）

（第2・4土曜日 13:00～17:00）

（祝日・年末年始を除く）

○教職員からのご相談・問合せ先

087-813-0945（教育相談課）

6 学校保健

(1) 学校保健の考え方とその内容

学校保健は、保健教育及び保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指しておこなわれる。そして、保健教育及び保健管理の活動の円滑な実施とその成果の確保に資するようにするためには、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にした上で組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための学校保健に関する組織活動を充実することが求められる。

(2) 学校保健の領域とその役割

学校保健は図のように保健教育、保健管理及び組織活動の三大領域で展開される。

① 学校教育全体でおこなう保健教育

学校における保健教育は、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択をおこない、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。保健教育は、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、及び総合的な学習（探究）の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切におこなうなど、学校の教育活動全体を通じておこなわれる。

また、当面の課題のうち、児童生徒の共通の課題として指導できるものは集団を対象に、その児童生徒だけの課題として指導した方がよいと思われるものは個別におこなう。

各学校においては、総合的な基本計画としての学校保健計画に基づいて保健教育の充実に努めることが大切である。

② 教育活動の推進に不可欠な保健管理

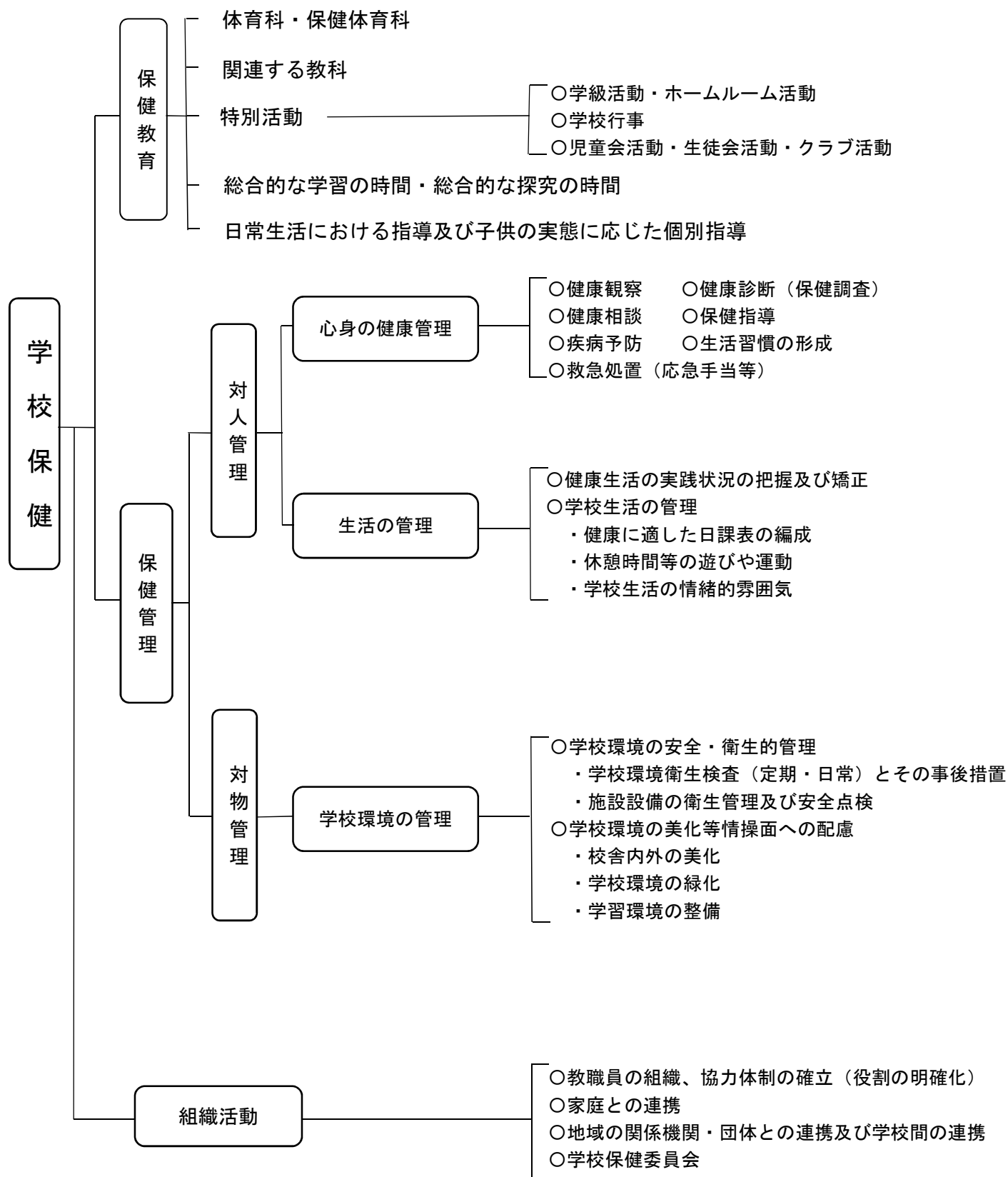
学校における教育活動の円滑な実施と成果の確保に資することを目指す保健管理は、教育活動の推進に必要不可欠なものといえる。学校保健安全法には、第1条に「この法律は、学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関して必要な事項を定める」とされている。学校の管理運営等、健康相談等、健康診断、感染症の予防など保健管理の規定が定められており、それらを踏まえ、組織的かつ適切に児童生徒の健康状態や環境衛生の実態を把握し、児童生徒の健康の回復や保持増進のための具体策を推進していくことが求められている。

③ 学校保健に関する組織活動の推進

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるためには家庭や地域社会との連携が大切である。

学校保健に関する組織活動には、保健部などの学校内における組織活動、家庭、地域社会との連携、学校保健に必要な校内研修などが考えられる。その一つとして、健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会があるが、学校はこのような場を活用し、家庭、地域の保健・医療機関等などと連携しつつ、その活性化を図っていくことが求められている。

〈学校保健と学校全体の活動との調整〉



※学校保健安全法及び平成 29 年・30 年告示学習指導要領を基に作成

7 学校安全

(1) 学校安全の意義

- ・学校においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要である。
- ・全ての学校では、以下の目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的に着実に推進する必要がある。
 - ①全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
 - ②学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

(2) 学校安全の考え方

- ・学校安全のねらいは、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。
- ・学校安全の領域は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」などがあるが、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。
- ・学校安全の活動は、安全教育、安全管理から構成されており、相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。
- ・学校における安全教育は、主に学習指導要領を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施する。
- ・学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施する。
- ・学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに策定する学校安全の推進に関する計画に定められている。
- ・安全管理と安全教育は、一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

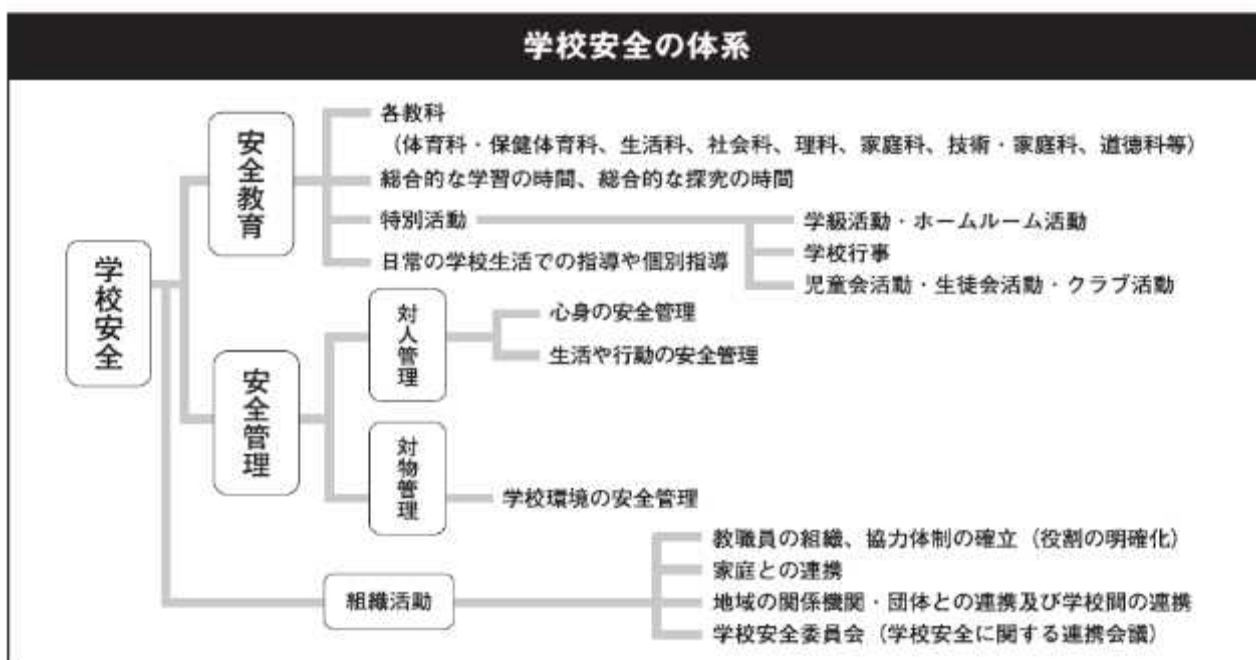
① 学校安全計画

- ・学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。
- ・学校安全計画を策定する際には、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要である。
- ・策定後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画を毎年見直しPDCAサイクルを回すことが必要である。

② 危機管理マニュアル

- ・危機管理マニュアルは、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図ることを目的とするもので、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。
- ・危機管理マニュアルを作成する際には、各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して、児童生徒等の生命や身体を守る方策について検討する。併せて、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要である。
- ・作成後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策について、訓練、評価、改善を繰り返して行っていくことが必要である。

[学校安全の体系]



出典：『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』P12（H31. 3）

[安全教育の各領域の内容]

生活安全	交通安全	災害安全
◎日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようになる。 ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方 ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方 ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当 ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止 ⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方 ⑥ 消防署や警察署など関係機関の働き	◎様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）等の利用ができるようになる。 ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方 ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方 ③ 交通機関利用時の安全な行動 ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方 ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用 ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方 ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守 ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解 ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮 ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力 ⑪ 車の自動運転化に伴う課題（運転者の責任）、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方 ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き	◎様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。 ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方 ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方 ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方 ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方 ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方 ⑥ 避難場所の役割についての理解 ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解 ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力 ⑨ 災害時における心のケア ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮 ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き ⑫ 消防署など関係機関の働き

8 人権・同和教育

人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことである。このことは、全ての人は、人としての尊厳と価値が尊重されなくてはならず、誰であれ、他の人の尊厳や価値を侵害してはならないことを意味している。

全ての子どもが「この学校に通ってよかった」と思える学校にするために、全教職員が一体となった、人権尊重の視点に立った学校づくりが求められている。

人権尊重の精神に徹した人権・同和教育を推進するために

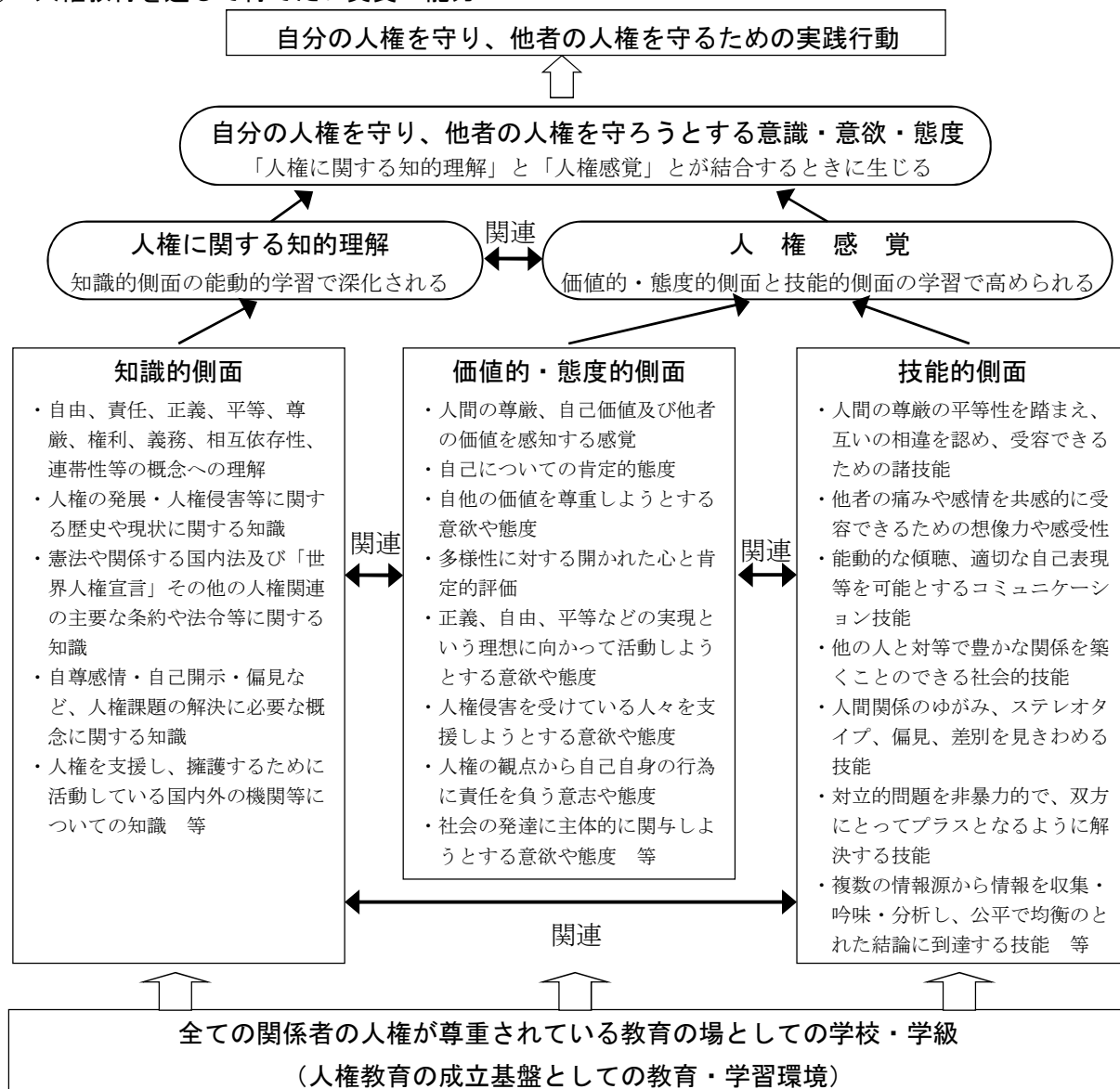
(1) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の活用

〔第三次とりまとめ〕は、国レベルにおける、人権教育に関する取組の手がかりなどが記された本格的な指針であり、その活用が求められている。〔第三次とりまとめ〕では、学校教育における人権教育の目標などを次のように示している。

① 人権教育の目標

一人一人の児童生徒（幼児を含む。以下同じ）がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

② 人権教育を通じて育てたい資質・能力



③ 学校における人権教育の取組の視点

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものでもある。

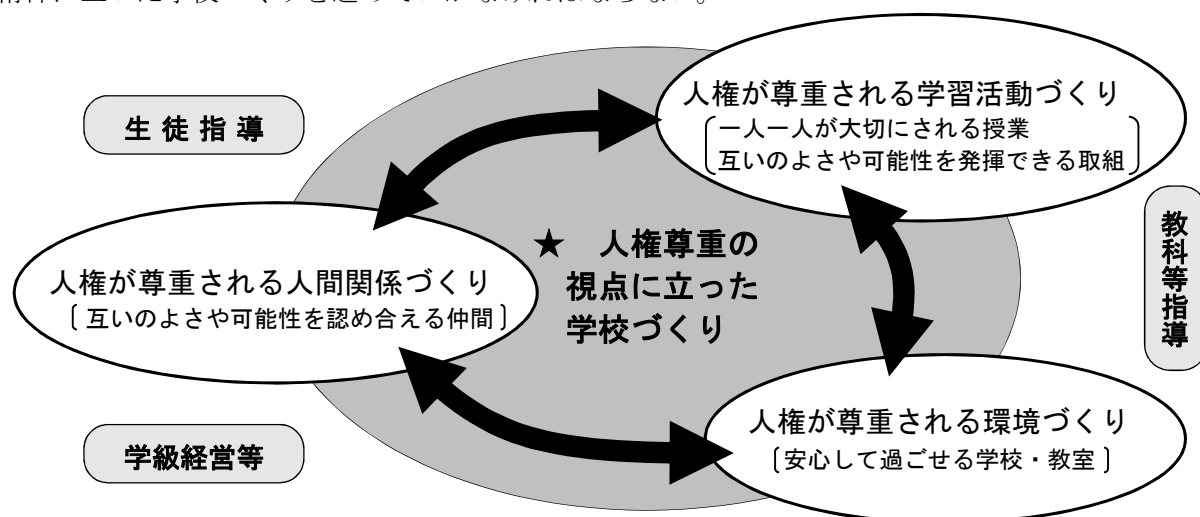
④ 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない。

このように見た場合、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図る上でも、重要な観点の一つとなるものと考えられる。

⑤ 人権尊重の視点に立った学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。



【参考1】 隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規的教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

(2) 人権が尊重される授業づくり

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気を醸成する上での重要な要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢を持つとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解しよう心がける必要がある。取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。

① 自己存在感を持たせる支援を工夫する

- ・「授業に参加している」という実感を持たせる。
- ・「自分が必要とされている」という実感を持たせる。
- ・ 教師自身が一人一人を大切に作る姿勢を示す。

② 共感的人間関係を育成する支援を工夫する

- ・「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。
- ・「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。

③ 自己選択・決定の場を工夫して設定する

- ・ 学習課題や計画を選択する機会を提供する。
- ・ 学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。
- ・ 学習方法を選択する機会を提供する。
- ・ 表現方法を選択する機会を提供する。
- ・ 学習形態や場を選択する機会を提供する。
- ・ 振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。

⇒詳しくは、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」3～4ページを参照

【参考2】 効果のある学校 (effective school)

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追究されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していなければならないからである。

9 情報教育

進化した人工知能（ＡＩ）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるＩｏＴが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もされ、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。このような中で、情報技術は急激な進展を遂げ、社会生活や日常生活に浸透するなど、子供たちを取り巻く環境は劇的に変化している。今後、人々のあらゆる活動において、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことがもはや不可欠な社会が到来しつつある。それとともに、今後の高度情報社会を支えるＩＴ人材の裾野を広げていくことの重要性が、各種政府方針等により指摘されている。

さらに、子供を取り巻く情報環境も、著しい発展と目まぐるしい変化を続けており、特に携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、子供たちが手軽にインターネットを利用することが可能となり、ネット犯罪に巻き込まれたり、「ネット依存」、「ネット上のいじめ」といった問題も生じたりしており、それらの未然防止と早期対応のための取り組みが求められている。

これからの高度情報化社会を生きていく子供たちにとって、ＩＣＴを適切に活用する能力や態度を身につけることは不可欠であり、情報に関する基礎的、基本的な知識及び技術や情報モラルに関する指導を充実していく必要がある。

これらのことを踏まえ、小・中・高等学校を通じて、情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる力や情報モラル等、情報活用能力を含む学習を一層充実するとともに、生徒の卒業後の進路を問わず、情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力を育むことが一層重要となってきた。

■ 情報活用能力の育成

(1) 資質・能力の三つの柱と情報活用能力

平成29・30年に告示された学習指導要領では、情報活用能力は以下のように言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられている。

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

この情報活用能力の定義については、平成28年12月に出された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」と新たに定義された。情報や情報手段を主体的に選択し活用する、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラル等を含む資質・能力である。加えて、同答申では、これまでの「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3観点8要素だけでなく、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって捉えていくことが提言され、以下のように整理されている。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

(2) 情報活用能力の体系的な整理

資質・能力の三つの柱で整理した情報活用能力は、各学校でより具体的に捉え、児童生徒の発達段階や教科等の役割を明確にしながら教科等横断的な視点で育んでいくことが重要である。学習指導要領解説では、情報活用能力の育成に関して、「これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。」としている。

(3) 各教科・科目等における情報教育

前述のように、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領において、「各学校においては、生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」とされており、これらの情報活用能力の育成を図るために、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・器具の適切な活用を図ること。」とされている。

さらに特別支援学校においては、「児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること」とされている。

また、高等学校・特別支援学校学習指導要領解説総則編において、情報教育に関する教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項が次のとおり記述されており（抜粋）、教員は学習活動の充実に努めなければならない。

①高等学校

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。

○言語環境の整備と言語活動の充実

- ・情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程において、自らの考察や解釈、概念等を論理的に説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。

○コンピュータ等や教材・教具の活用

- ・コンピュータ等の学習環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。生徒が情報を主体的に捉えながら、他者と協働し、新たな価値の創造に挑戦できるように情報活用能力の育成を図ること。
- ・生徒の主体的・対話的で深い学びへとつなげるために、機器の操作等の習熟だけではなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について研究すること。
- ・情報モラルについて指導すること。
- ・生徒や教師が活用できるよう工夫することにより、日常的に活用できるようにすること。
- ・生徒が安心して情報手段を活用できるよう、情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、個人情報情報の漏えい等の情報セキュリティ事故が生じることをのこさないよう、学校において取り得る対策を十分に講じたりすること。

②特別支援学校

〔小・中学部〕

- ・情報技術を児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。
- ・情報手段に慣れ親しませることから始め、基本的な操作を確実に身に付けさせるための学習活動を各教科等の特性に応じて計画的に実施していくこと。
- ・情報手段を使った情報の共有や協働的な学習、情報手段を適切に活用して調べたものをまとめたり発表したりする活動を充実していくこと。
- ・プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力

を身に付けるための学習活動を計画的に実施すること。

〔高等部〕

- 中学部の段階までの基礎の上に、自ら課題を設定して課題解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集するなど、情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実させること。
- 情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させること。

10 特別支援教育

(1) 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

令和3年1月に取りまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告の中で、特別支援教育に関する基本的な考え方について、次のように示されている。

特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

このように、特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、児童等一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童等のみならず、通常の学級を含め、障害により教育上特別な支援を必要とする児童等が在籍する全てのこども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全ての学級において実施される。

障害の状態等に応じ、十分な教育を受けられるよう、小中学校等の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

参考：特別支援教育の対象

平成19年4月に学校教育法が一部改正され、従前の「特殊教育」から「特別支援教育」へ転換がなされた際に、視覚障害（弱視）、聴覚障害（難聴）、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害の幼児児童生徒に加え、新たに通常の学級に在籍する発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・自閉症等）の幼児児童生徒を対象に含めることになった。

学習障害（LD）

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

自閉症

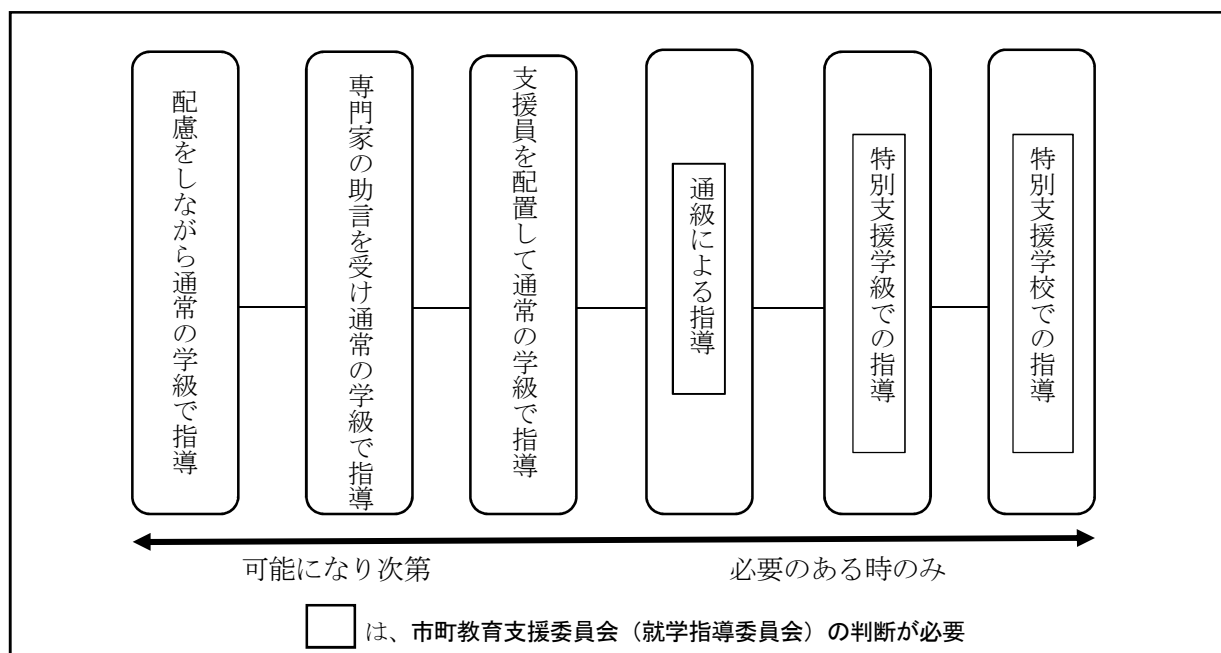
注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

参考：障害のある子どもの教育支援の手引（令和3年6月文部科学省）

(2) 多様な学びの場

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月）においては、共生社会の形成に向けて、次のように述べられている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるための多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。そのために小・中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある【多様な学びの場】を用意しておくことが必要である。



義務教育段階で考えられる連続した多様な学びの場

①通常の学級での指導

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、保護者と協働したり、校内外の様々な人材や組織を活用したりしながら適切な指導や必要な支援をするとともに、温かい学級経営及び分かりやすい授業を心がける。特に、特別支援教育の視点を取り入れ、個々の児童等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことで、通常の学級において「分かる」「できる」授業を工夫する。

個に応じた支援は、学級担任や教科担任による合理的配慮、特別支援学校の教員等の専門家による助言、特別支援教育支援員等による支援等で工夫する。

②通級による指導

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態のことで、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う（学校教育法施行規則第140条及び同施行規則第141条）。

③特別支援学級

障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の成果をあげることが困難で、障害に応じた特別な指導を、相当数、系統的かつ継続的に行う必要がある児童生徒を対象とする少人数編制の学級。

知的障害を対象とする特別支援学級においては、知的側面に応じた学習を十分に行いつつ、適切な指導体制を整えられる範囲内で交流及び共同学習の時間を増やしていくこと、知的障害以外の特別支援学級においては、通常の学級への学びの場の変更の可能性も視野に入れ、自立活動の指導等を進め、段階的に交流及び共同学習の時間を増やしていくことなど、障害種やその時点での教育的ニーズに応じた指導を進める。

④特別支援学校

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害の特性や学習上の特性等を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難を克服しながら、児童等が自立し社会参加するために必要な知識、技能、態度等を身に付けることを目的とした教育を行う（自立活動）。

知的障害のある児童生徒に対しては、児童生徒が自立し社会参加するために必要な資質・能力を身に付けることを重視し、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等が設定されており、個々の実態に即した指導が行われる。

対象となる幼児児童生徒は、学校教育法施行令 22 条の 3 にある障害の程度を満たしていることが前提であり、その中で、市町教育委員会で「特別支援学級への就学が適当」と判断された児童生徒である。

適切な学びの場の選択に当たっては、障害のある子どもと障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指すとともに、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

また、就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校、又は、特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

(3) 高等学校における特別支援教育の在り方

① 一人一人の教育的ニーズに応じた指導

令和4年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされ、学習や生活の面で特別な教育的ニーズのある児童生徒が、公立の小・中学校の通常の学級においては8.8%、高等学校においては2.2%の割合で在籍していることが明らかになっている。そのような生徒に対する指導や支援として、生徒が卒業した中学校や福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図ったり、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を置いたりするなど、障害により教育上特別の支援を必要とするの生徒に対する支援体制の整備が進められてきた。校内委員会は支援を学校で進めるための核になる組織であり、特別支援教育コーディネーターが中心になり、その運営に当たっている。

また、平成30年度、高等学校に「通級による指導」の制度が導入された。「通級による指導」は通常の学級に在籍する児童生徒が、各教科の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態のことで、通常の学級との連携が大切になる。全教職員が共通理解して指導や支援に当たるためには、支援体制の整備を図るとともに、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、情報共有のもと連携・継続した指導や支援となるよう、有効に活用することが大切である。

◇ 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別的教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

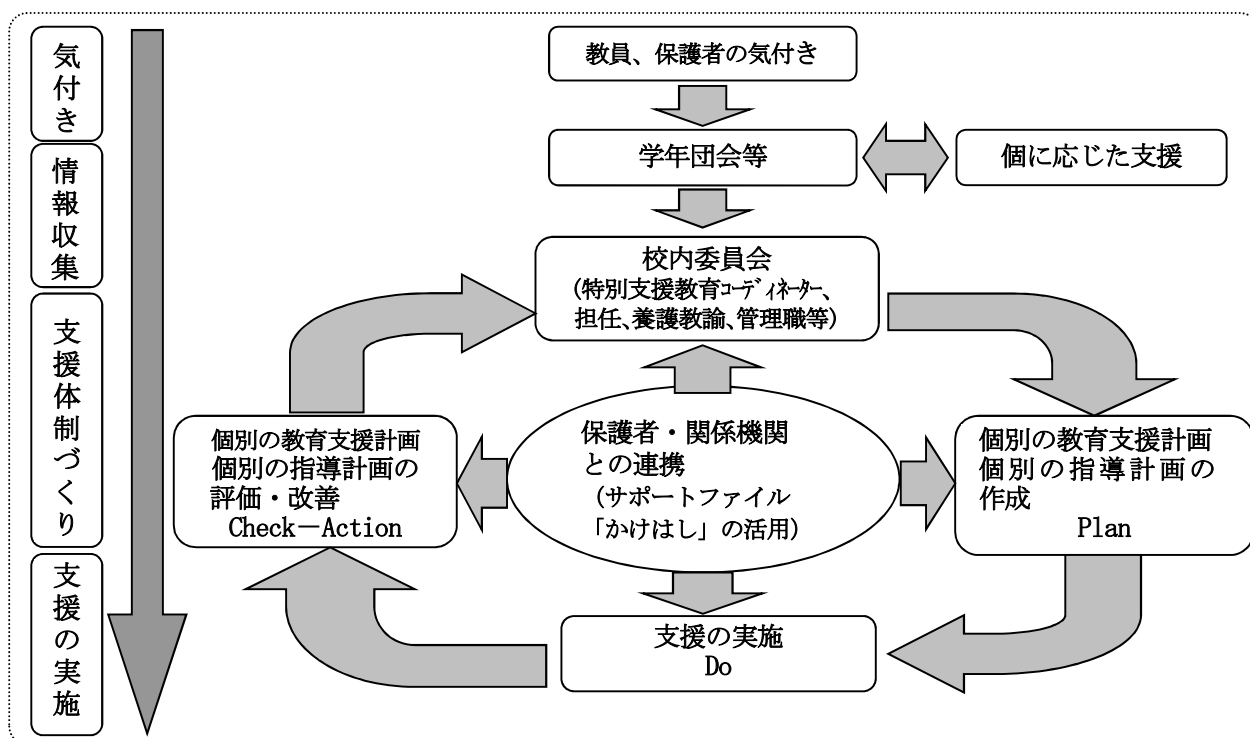
なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

【「気付き」から始まる個別支援の流れ】



この『特別支援教育ハンドブック』は、平成22年3月に初版を発行、令和2年3月の改訂では、高等学校における通級による指導の制度化、新学習指導要領の公示等を踏まえるとともに、全ての教員が特別支援教育を行うという視点で見直しを行った。

令和2年3月



発達障害のある幼児児童生徒に対する指導支援の在り方をQ&A形式で具体的に解説。「就学前」「小学校」「中学校」「高等学校」「全般」「参考資料」で構成されている。全155ページ。各学校に複数冊配布している。

平成21年3月

② 個別の教育支援計画と個別の指導計画

個別の教育支援計画とは、本人や保護者の希望を踏まえ、発達障害等を含む障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズ（より豊かな生活の実現のために教育的側面からみた必要なこと）を保護者や関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働等）と連携して正確に把握し、その実現に向けての目標やそれぞれの役割（支援内容）を共有し、幼児期から学校卒業の時期までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成される。特別な支援を必要とする生徒に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

個別の指導計画とは、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画に記載された学校が果たすべき支援内容等を踏まえて、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等について、当該児童生徒等に関わる教職員が協力して作成するものである。例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。高等学校であれば、教科の指導の中での配慮や支援、生活場面の中での支援等について、各教科担任、部活動指導者等指導に当たる教員が共通理解するためのツールとして利用することが期待できる。また、学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める必要がある。

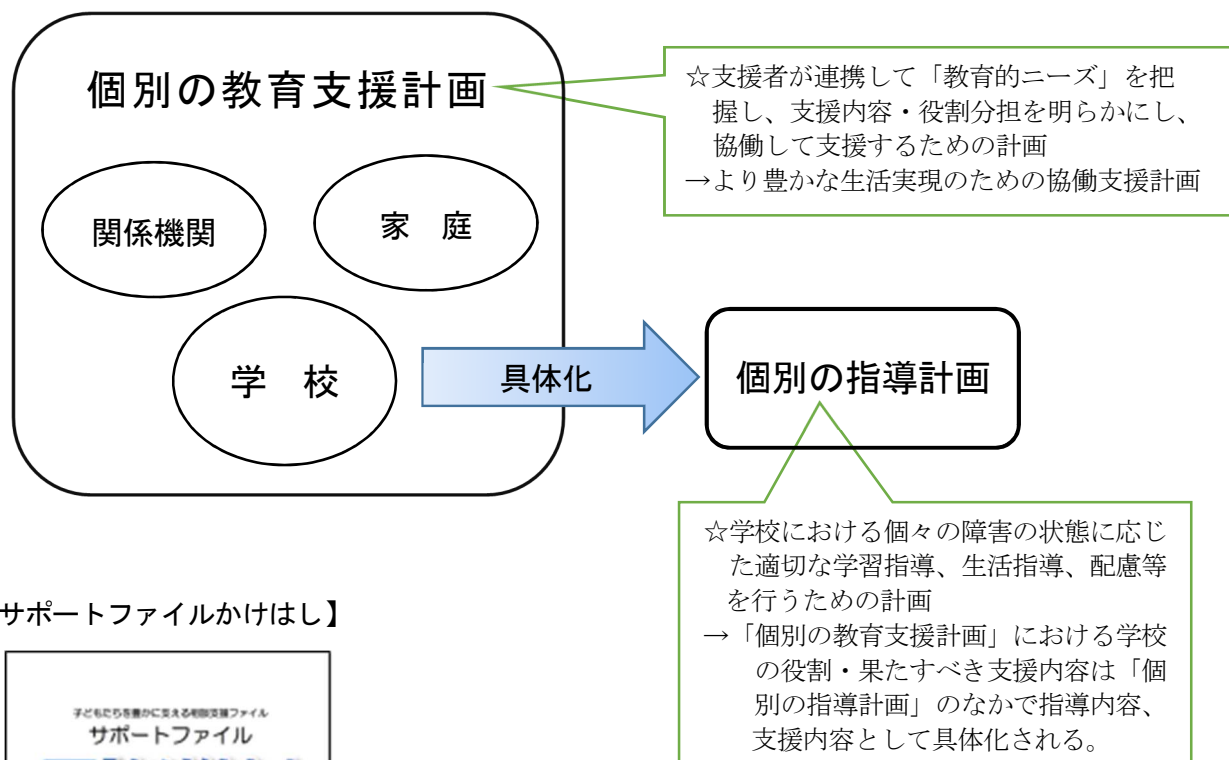
また、香川県では、将来にわたって支援者が連携を図るためのツールとして、また、在学（園）中に作成される諸計画の基礎資料として活用できるサポートファイル「かけはし」の作成を推奨している。サポートファイル「かけはし」は、香川県教育委員会ホームページ特別支援教育課のページからダウンロードできる。

【個別の支援計画と個別の教育支援計画】



（出典 独立行政法人国立特殊教育総合研究所『「個別の教育支援計画」の策定に関する実際研究』（H18）より改変）

【個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係】



【サポートファイルかけはし】



就学前から高等学校、大学、専門学校さらには就労に至るまで、各関係機関が包括的で一貫した支援を図っていくための支援ツール。保護者の希望によって作成されるもので、各関係機関で受けた支援内容等を支援者もしくは保護者が記載し、各関係機関の支援状況を支援者全体で共通理解していくために活用される。

(4) 特別支援学校における教育の充実

特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて教育を実施するために、特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、障害の重度・重複化、多様化に対応している。また、地域の小・中学校等への相談支援等を行うセンター的機能の一層の充実が求められている。そのため、特別支援学校の教員については、特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性についてもバランスよく身に付けることが必要である。

◇ 学校教育法（抄）

第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第 74 条 特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

1 1 道德教育

(1) 道德教育をとりまく状況

平成 20 年中央教育審議会答申において、近年の子どもたちに関して、「生命尊重の心や自尊感情が乏しい」「基本的な生活習慣の確立が不十分」「規範意識の低下」「人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分」などが指摘された。

これらの課題を踏まえ、平成 21 年に改訂された学習指導要領では、全ての校種において道德教育の充実・改善が図られた。これまでも高校での道德教育は学校の教育活動全体を通じて行うこととされてきた。その原則に変わりはないが、高校における道德教育をより一層充実させるとともに実質的なものとするため、平成 23 年度より、学校ごとに道德教育全体計画を作成し、その計画に基づいて道德教育を実施している。

平成 30 年に改定された学習指導要領では、平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申を踏まえ、高等学校における道德教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道德教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において道德教育推進を主に担当する教師（道德教育推進教師）が平成 31 年度から位置付けられた。

(2) 道德教育の目標

教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと。

高等学校の道德教育の目標等については、先に行われた小学校及び中学校学習指導要領の改訂を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められている。

(3) 道德の指導場面

道德教育は、「各教科・科目」「総合的な探究の時間」「特別活動」など、学校の教育活動全般を通じて行われる。中核的指導場面として、公民科の授業や特別活動、特にホームルーム活動があげられる。これら全ての教育活動の中で、各校の全体計画に応じて全職員で組織的に道德教育を行っていくことが大切である。

(4) 指導上の留意点

○ 教員の一方的な価値の押し付けはしない

教員の解釈で授業を展開するのではなく、教員の解釈で授業を立ち上げ、生徒の解釈を引き出すのがよい授業といえる。

○ 実践・体験を重視する

生徒が自ら考え、自覚を深め、自己実現に資するよう指導することが大切である。そのために、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を重視し、リアリティのある道德教育を実施する必要がある。

○ やりっぱなしにしない

各行事の実施に当たり、「行事をやりっぱなし」「感想を書きっぱなし」にすることなく、「振り返り」の時間を必ず確保することを忘れてはいけない。この「振り返り」の中で、「自分はどうだったのか」「どう考えるのか」「今後どうするのか」などを考えさせることで、子どもは人間的に成長していく。

○ 生徒の日常生活に生かす

道德教育の指導が、いじめの防止や安全の確保等、生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

○ 家庭や地域社会との共通理解を深める

学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動の情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めることが大切である。

(5) 道德教育の教材

香川県では、高校における道德教育の教材として、高等学校道德教育指導事例集『みち』を作成し、各学校に配付した（香川県教育センター発行 平成 24 年 4 月）。

『みち』は、香川県の若い高校教員が、自らの経験などをもとに作成した道德教材である。ホームルーム等で活用できる「読み物教材」「ワークシート」「回答例」がセットで 18 本掲載されており、手軽に道德教育が実践できる。さらに、各教科・科目における道德的発問事例集も掲載されており、各授業における道德教育をどのように進めていけばよいかを考える際の手助けとなる。

『みち』は、県教育センターホームページからダウンロードすることもできるので、ホームルームや授業で積極的に活用していただきたい。

